

建築士の資格について On the qualification of architect

教授 田中辰明

1.はじめに

平成15年3月以降に生活工学講座を卒業する者は二級建築士の受験資格を得ることができるようになりました。国立大学で建築教育を行っている場合、一級建築士受験資格が得られるのが普通ですから、たいしたことは無いと言ってしまうかもしれませんが、従来の何の資格も得られないという状態に比べれば、大変に良いことであり、うれしいことでもあります。本田学長、松本、市古両副学長の強力な指導力さらに指示を受けて献身的に動いて下さった学務課鈴木課長に深甚なる感謝の意を表すものであります。建築士とは他人の求めに応じて持てる知識を十分に発揮し発注者の立場に立って建築物の設計、さらに施工業者が設計図書通りに工事を行っているかを監理する業務を行う職業であります。したがって他人のプライバシーに立ち入ることも多く、医者、弁護士、教員などと並び尊敬されるべき職業といわれています。建築士の資格に関しては建築士法という法律によって規定されています。建築士法は「建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。」と規定しています。(第1条)

2.建築士の業務・義務

以下建築士法により解説すると建築士の業務・義務として、①一般的な努力義務では「建築士は、その業務を誠実にやり、建築物の質の向上に努めなければいけない」(18条1項)、「建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。」(22条1項)と規定されています。また②設計業務については「建築士は設計を行う場合、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければいけない。」

(18条2項)と規定しています。ここでいう「法令又は条例」とは建築基準法と建築基準法施行令を意味します。さらに建築士は、他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該建築士の承諾を得なければいけません。ただし、承諾を求めることのできない理由があるとき、又は承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができます。

(19条)建築士は、設計を行った場合、その設計図書に一級建築士、二級建築士、又は木造建築士たる表示をして記名及び捺印をしなければいけません。設計図書の一部を変更した場合も同様になります。(20条1項)と規定しています。ここで「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することを言い、「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のため必要な図面(原寸図その他これに類するも

のを除く)及び仕様書を言います。③工事監理業務としては・建築士は、工事監理を行う場合、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければいけません。(18条3項)・建築士は、工事監理を終了したときは直ちに建設省令(建築士法施行規則第17条の14、第4号の2書式)の定めるところにより、その結果を文書(工事監理報告書)で建築主に報告しなければいけません。(20条2項)・建築士は、大規模な建築物等の建築設備の工事監理を行う場合、建築設備士の意見を聴いたときには、工事監理報告書にその旨を明らかにしなければなりません。(20条3項)ここで「工事監理」とはその者の責任において、工事を設計図書と照合し、工事が設計図書の通りに実施されているかを確認することを言います。④その他の業務・建築士は建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続きの代理等の業務(木造建築士にあっては木造の建築物に限る)を行うことができます。(法21条)⑤住所などの届出・建築士は免許交付の日から30日以内に住所など(建築士法施行規則8条)を建設大臣又は都道府県(免許を受け

た県及び住所地の県)知事に届ける。住所を変更した場合も同様とします。

3.建築士法の構成

・資格法としての構成は一級建築士、二級建築士、木造建築士、があります。

・業務法としての構成は一級建築士事務所、二級建築士事務所、木造建築士事務所、があります。

4.建築士の種類と業務

・一級建築士 国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等を行うことができる者を言います。

・二級建築士 都道府県知事の免許を受け、二級建築士の名称を用いて、設計、工事監理等を行うことができる者を言います。

・木造建築士 木造建築士の名称を用いて、木造の建築物に関し、設計、工事監理等を行うことができる者を言います。

5.建築士の試験・免許

一級建築士、二級建築士、木造建築士の受験資格は表1,2に示すとおりです。(法14,15条)

表1 一級建築士の受験資格

最終卒業学校又は資格	課程	建築の実務経験年数
大学院	建築・土木	*
大学(新制,旧制)	建築・土木	2年以上
3年制短期大学(夜間は除く)	建築・土木	3年以上
2年制短期大学	建築・土木	4年以上
高等専門学校(旧制高等専門学校を含む)	建築・土木	4年以上
2級建築士		4年以上
その他建設大臣が特に認める者 (昭56年建設省告示第990号)		

* 2年間通学した者は実務経験に該当 (昭30年住指受818号)

表2 二級建築士、木造建築士の受験資格

最終卒業学校等	課程	建築の実務経験年数
大学 (旧制大学、短大を含む) 又は 高等専門学校 (旧制専門学校含む)	建築	0年
	土木	1年以上
高等学校 (旧制中学校を含む)	建築	3年以上
	土木	
学歴を問わず		7年以上
その他都道府県知事が特に認める者 (昭47年 住宅局長通達929号)		

6. 建築士の業務範囲

よる建築士の業務範囲は表3に示すようになります。

建築士法3条によると建築物の用途及び規模に

表3 建築物の用途及び規模による建築士の業務範囲

構造	高さ又は階数		延べ面積 (Am ²)				
			A ≤ 30	30 < A ≤ 100	100 < A ≤ 300	300 < A ≤ 1000	A > 1000
木造その他下欄の 以外の構造	階数 1	誰でもよい *	一級建築士又は二級建築士 (木造に限る)	一級建築士又は二級建築士 (ただし、延べ面積 > 500m ² , 学校, 病院, 劇場, 映画館, 公会堂, 集会場(オーディトリウムのないものを除く) 又は百貨店は, 一級建築士)	一級建築士		
	階数 2						
	階数 3						
鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 石造, レンガ造, コンクリートブロック造 無筋コンクリート造	高さ < 13m	階数 2 以下	誰でもよい *	一級建築士又は二級建築士	一級建築士		
	軒高 ≤ 9m	階数 3 以上					
	高さ 13m を又は軒高 9m を超えるもの						

* この程度の規模の建築物ならば建築士の資格が無くても住宅などの設計や工事監理をおこなってもよい。

おわりに

この度大学当局の強い指導力で生活工学講座平成15年3月以降の卒業生は2級建築士の受験資格を得ることができるようになりました。これは生活工学講座誕生以来の卒業生の営々とした努力が認められたからのことであり、また卒業生が世間で資

格が無く苦勞することを大学に訴え続けてきたことによります。在校生は卒業生の努力に報いるためにも是非建築士の資格試験を受験するように努力していただきたいと考えます。

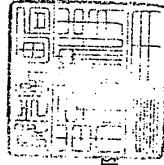


14都市建第286号

東京都文京区大塚2丁目1番1号
お茶の水女子大学

平成14年3月14日付で申請のあった、お茶の水女子大学生活科学部生活環境学科学科生活工学講座に対する二級建築士及び木造建築士の受験資格の認定の申請については、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、下記の内容を付して認定する。

平成14年6月26日



東京都知事 石原 慎太

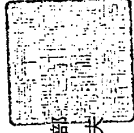
記

- 1 受験資格に必要な実務経験年数は1年とする。
- 2 1の実施は、平成11年4月1日からとし、平成15年3月以降に卒業するものから適用する。



14都市建第286号
平成14年6月26日

お茶の水女子大学長
本田 和子 殿



東京都都市計画局市街地建築部
建設課長 近藤 善夫

建築士法第15条第3号の規定に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定について

今回、認定したお茶の水女子大学生活科学部生活環境学科学科生活工学講座について、認定要件の維持の確認のため、適用以降の毎年度の同学科の履修表、卒業生名簿、専任教員名簿及び実験設備についての使用継続の確認資料の提出を下記のとおりお願いします。

記

- 1 提出先 東京都都市計画局市街地建築部建設建築士係
電話 03-5388-3356
- 2 提出期限 毎年4月末日まで